

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

協会けんぽの健康保険料率が引上げ！

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率が、平成24年3月分より引上げられました。

今回の健康保険料率の改定では、全国平均で0.50%の引き上げとなり、その結果、全国平均で10.00%に達しました。協会けんぽの保険料率は、平成21年9月より、全国一律の保険料率から各都道府県支部別の保険料率に変更となりました。その後、保険料率の引き上げが続いており、平成24年3月分から適用される保険料率は下表のとおりとなっています。

全都道府県のうち、最も高い保険料率は佐賀県の10.16%で、今回の保険料率の引き上げ幅も全国で最大となっています。

一方、最も低い保険料率は、長野県の9.85%。佐賀県と長野県の保険料は0.31%もの開きがあり、昨年よりも0.10%広がっています。これらは都道府県の格差が大きくなり過ぎないように緩和措置を取った結果の保険料率であり、この措置が終了すると、この格差はさらに広がる可能性があります。

なお、この保険料率は会社と被保険者が折半で負担することになっています。

また、介護保険の保険料率は毎年見直しが行われることとなっており、平成24年3月分より1.55%となりました。したがって、介護保険料率は全国一律で、1.51%から0.04%の引き上げです。

医療費の増大などを背景とした今回の保険料率の引き上げは、被保険者である従業員や会社に大きな負担を強いることとなります。

CONTENTS

協会けんぽの
 健康保険料率が引上げ！・・・ P.1
 法人数が調査開始以来初の減少
 国税庁の統計調査で明らかに・・・P.2
 給与所得控除に上限設定！
 平成24年度税制改正に注目・・・ P.3
 経営者のためのM&Aセミナー・・・ P.3
 愛知県・岐阜県の
 公示地価概況…………… P.4
 中小企業と弁護士をつなぐ
 「ひまわりほっとダイヤル」・・・ P.5
 4月度の税務スケジュール…………… P.5
 今月の名言録…………… P.6
 編集後記…………… P.6

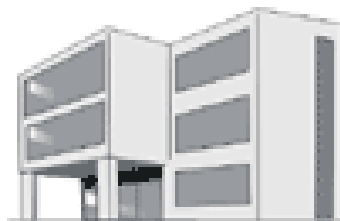


平成24年3月分からの健康保険料率（各都道府県支部別）

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.12%	東京都	9.97%	滋賀県	9.97%	香川県	10.09%
青森県	10.00%	神奈川県	9.98%	京都府	9.98%	愛媛県	10.03%
岩手県	9.93%	新潟県	9.90%	大阪府	10.06%	高知県	10.04%
宮城県	10.01%	富山県	9.93%	兵庫県	10.00%	福岡県	10.12%
秋田県	10.02%	石川県	10.03%	奈良県	10.02%	佐賀県	10.16%
山形県	9.96%	福井県	10.02%	和歌山県	10.02%	長崎県	10.06%
福島県	9.96%	山梨県	9.94%	鳥取県	9.98%	熊本県	10.07%
茨城県	9.93%	長野県	9.85%	島根県	10.00%	大分県	10.08%
栃木県	9.95%	岐阜県	9.99%	岡山県	10.06%	宮崎県	10.01%
群馬県	9.95%	静岡県	9.92%	広島県	10.03%	鹿児島県	10.03%
埼玉県	9.94%	愛知県	9.97%	山口県	10.03%	沖縄県	10.03%
千葉県	9.93%	三重県	9.94%	徳島県	10.08%		

法人数が調査開始以来初の減少！国税庁の統計調査で明らかに！

国税庁は、3月21日に平成22年度分の法人企業の実態(会社標本調査)を公表しました。調査対象は22年4月1日から23年3月31日までの間に終了した内国普通法人(休業・清算中の法人、一般社団・財団法人は除く)です。同調査は申告件数ベースで行っており、昨年3月に発生した東日本大震災後の機関も含まれていることから若干の影響があったと考えられますが、61回目となる今回の調査では、法人数が調査開始以来始めて減少し、258万6,882社(前年度比1.2%減)となっています。また、資本金階級別の構成比では、資本金1000万円



区 分	法 人 数			欠損法人 割 合 (A) / (B)
	利益計上法人 社	欠損法人 (A) 社	合 計 (B) 社	
平成12年分	802,434	1,734,444	2,536,878	68.4
13	806,867	1,742,136	2,549,003	68.3
14	792,626	1,757,461	2,550,087	68.9
15	813,184	1,737,382	2,550,566	68.1
16	846,630	1,722,023	2,568,653	67.0
17	849,530	1,730,981	2,580,511	67.1
18	867,347	1,719,021	2,586,368	66.5
平成18年度分	871,241	1,715,343	2,586,584	66.3
19	852,627	1,735,457	2,588,084	67.1
20	740,533	1,856,575	2,597,108	71.5
21	710,552	1,900,157	2,610,709	72.8
22 (構成比)	702,553 (27.2)	1,877,801 (72.8)	2,580,354 (100.0)	72.8
内 連結法人 平成15年分	38	168	206	81.6
16	75	219	294	74.5
17	156	266	422	63.0
18	234	306	540	56.7
平成18年度分	275	315	590	53.4
19	308	377	685	55.0
20	258	490	748	65.5
21	266	554	820	67.6
22 (構成比)	289 (32.5)	601 (67.5)	890 (100.0)	67.5

未満の階級が57.1%、1000万円以上1億円以下の階級が41.8%となっており、資本金1億円以下のいわゆる中小企業が全体の98.9%を占めています。

また、欠損法人についても、全体の法人数から連結子法人6528社を差し引いた258万354社のうち、187万7801社で、欠損法人割合も72.8%と過去最高だった前年度と同じで依然として景気後退の影響が伺える状況でした。

◆ 交際費等支出額は過去最低

交際費等の支出額は2兆9360億円(前年度比2.1%減)となり、過去30年間で最低となっています。

過去最高だった平成4年度が約6兆2000億円あったところからすると、その半分以下の47%レベルにまで下がっています。

営業収入金額10万円当たりの交際費等支出額も同様に下がっており、全業種平均で、217円となっています。

資料としては掲載しておりませんが、業種別にも公表されており、最も高かったのは建設業の533円で、次いで不動産業の498円、サービス業の367円となっています。

また、寄附金支出については、東日本大震災関連寄附金の支出が多く、6957億円(前年度比27.3%増)となり、統計開始以来、過去最高水準となっています。

交際費等の支出額について

区 分	交際費等支出額		損金不算入額		損金不算入 割合(B)/(A)	営業収入 10万円当たり
	(A) 億円	伸び率 %	(B) 億円	伸び率 %		
平成12年分	43,908	▲ 0.0	26,789	6.3	61.0	281
13	39,135	▲ 10.9	22,836	▲ 14.8	58.4	250
14	37,426	▲ 4.4	21,730	▲ 4.8	58.1	260
15	34,645	▲ 7.4	19,450	▲ 10.5	56.1	247
16	34,393	▲ 0.7	16,854	▲ 13.3	49.0	237
17	35,338	2.7	17,708	5.1	50.1	243
18	36,816	4.2	18,929	6.9	51.4	247
平成18年度分	36,314	-	18,440	-	50.8	235
19	33,800	▲ 6.9	16,665	▲ 9.6	49.3	216
20	32,261	▲ 4.6	16,108	▲ 3.3	49.9	227
21	29,979	▲ 7.1	11,839	▲ 26.5	39.5	226
22	29,360	▲ 2.1	11,703	▲ 1.1	39.9	217

区 分	支 出 額 (A)	損金不算入額 (B)	損金不算入割合 (B) / (A)	1社当たり	営業収入 10万円当たり
(資本金階級別)	億円	億円	%	千円	円
1,000万円未満	8,082	910	11.3	547	682
1,000万円以上 5,000万円未満	11,167	2,016	18.1	1,117	363
5,000万円以上 1億円以下	2,304	985	42.8	3,000	157
1億円超 10億円未満	1,636	1,636	100.0	8,121	131
10億円以上	4,792	4,792	100.0	78,585	106
小 計	27,981	10,338	36.9	1,085	243
連結法人	1,379	1,365	99.0	154,908	68
合 計	29,360	11,703	39.9	1,138	217

給与所得控除に上限設定！平成24年度税制改正に注目

平成24年度税制改正大綱が閣議決定され、各税目の改正案がそろいました。これらの項目には、平成23年度税制改正で廃案となった部分がいくつか再浮上しています。この再浮上項目のうち、今回は「給与所得控除の上限設定」についてお届けしたいと思います。

給与所得控除とはそもそも、給与について税金の計算をする場合、まず次の算式を用いて、課税対象となる「給与所得」の額を計算します。

$$\text{給与収入} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得}$$

給与所得控除とは、給与を得るための経費を概算で計算した控除項目です。この給与所得控除は、給与収入に応じて金額が決めてられており、現行の税制では、最低65万円の控除が受けられ、上限は設定されていません。1,000万円を超えていれば収入金額の5%+170万円が給与所得控除額になり、10億円の給与収入を得ていれば、10億円の5%+170万円が給与所得控除額になります。つまり、どれだけ高額でも収入の5%は給与所得控除額として認められました。

しかし、今回の改正案の内容では、給与所得控除が頭打ちとなります。頭打ちは、245万円です。この245万円は、現行の年収1,500万円の方が該当する給与所得控除額です。そのため、年収1,500万円超の方が改正の影響を受け、いくら稼いだとしても245万円が給与所得控除額の上限となります。

この改正は、平成25年分以後の所得税（個人住民税は平成26年度以後）から適用する、と大綱に明記されています。平成25年分以後といえば、復興特別所得税が開始される時期でもあります。この復興特別所得税は、基準所得税額の2.1%を個人が負担するものです。もし今回の改正案が成立した場合には、平成25年分より、給与所得控除が頭打ちとなったことによる増税分その他、この復興特別所得税分も上乗せされて税の負担が増す、ということになります。

改正後の影響を試算する際には、給与所得控除の頭打ち部分だけではなく、復興特別所得税分も加えることを忘れないようにしましょう。

[給与収入と給与所得控除額]

給与収入	給与所得控除額	
	現行	改正案
1,200万円	230万円	
1,500万円	245万円	
2,000万円	270万円	245万円
3,000万円	320万円	
5,000万円	420万円	
1億円	670万円	

経営者のためのM&Aセミナーのご案内

団塊世代の引退の本格的開始に伴い、後継者不在が顕在化すると予測される「2012年問題」。後継者不在企業の増加が予想される今年、その解決手段としてのM&Aのニーズは高まることが考えられます。

「新規事業展開」もしくは「商圏拡大戦略」のひとつとしてもご検討されてみてはいかがでしょうか？

1. 日時 平成24年6月14日(木) 13時30分～16時40分
2. 場所 名古屋マリオットアソシアホテル 16F 「タワーズボールルーム」
3. 内容
 - 【第1部】会社を強くする経営戦略の作り方とは？
 - ・M&Aにより「会社」「社員」「社長」がハッピーになる方法とは？
 - ・これからの会社経営、「5つの法則」とは？
 - 【第2部】M&A体験発表 ～ 成功するM&Aの進め方 ～
 - ・「後継者問題」「先行き不安」をM&Aで解決した事例紹介
 - ・本には載っていない「成功の秘訣」と「リスク回避の方法」を公開
4. 申込み 弊所で受付しておりますので、お問合せください。
電話 052-331-0135、0145（担当：藤田）



愛知県、岐阜県の公示地価概況

3月22日発表された公示地価(2012年1月1日時点)によると、中部3県とも商業地と住宅地で下落が続いています。商業地は下落幅がそろって縮小し、中でも愛知、岐阜の両県では住宅地の下落幅も縮小したものの、三重県では逆に拡大しました。

東日本大震災の影響もあり、愛知、三重の両県では津波リスクがある沿岸部で地価の下落が目立っています。ただ、商業地、住宅地とも愛知県を中心に上昇地点は増加傾向にあるのが特徴的です。

◆ 商業地の地価動向

愛知県の商業地は0.7%のマイナス。4年連続の下落とはいえ、下落幅は11年よりも0.4ポイント縮小しました。上昇率の全国トップ10に、愛知県内の5地点が入りました。上昇率が県内2位(5.1%)と3位(4.9%)の地点には、名古屋市の金山駅周辺がランクインしています。郊外商業施設との競争は激化しながらも、やはり市中心部と三河地域をつなぐ鉄道網の結節点として金山周辺は商業収入が高く、不動産の引き合いも底堅いことが主因といえます。

逆に、栄や伏見といった市中心部では地価の下落が顕著な地点もあります。再開発によって市内に新築オフィスビルが供給過多になり、空室率が高止まりしていることも一因です。最も下落率が大きかったのは、中区錦2丁目の「名古屋鴻池ビルディング」で9.4%。

名古屋駅前はずかには上昇しましたが、これはリニア中央新幹線開通を視野に、外資を含むファンドの資金流入の増加が要因と思われます。

岐阜県は3.0%下落して20年連続のマイナスとなりましたが、下落率は前年の3.3%から0.3ポイント縮小しました。市町別の下落率は岐阜市が3.5%、大垣市が2.5%、高山市が2.7%、多治見市が1.1%となっています。

今回上昇地点はゼロですが、多治見市内ではJR中央線の多治見駅近くに配置している2地点が横ばいとなっています。

◆ 住宅地の地価動向

愛知県の住宅地は0.2%のマイナスで4年連続の下落となりましたが、2011年より下落幅は0.3ポイント縮小しています。

特に、自動車関連など製造業が集積する西三河地域では、地元企業の従業員を中心に住宅取得意欲が高まり、0.4%の上昇に転じました。市町村別でも同地域の刈谷市と安城市はそれぞれ2.5%上昇。やはり、名古屋市への交通アクセスも良く、居住環境の面でも品等に優れ、潜在的需要は底堅いことが窺われます。一方、名古屋市は0.1%のマイナスで下落に転じています。

市内で変動率1位の東区は2.4%の上昇で、11年に比べ1.4ポイント改善。対照的に市内16区で最下位の港区は下落率が2.5%(11年は0.4%)、15位の中川区は1.6%(同0.2%)と大きく悪化しました。名古屋市外では、知多半島に位置する美浜町が3.4%のマイナスとなり下落率が県内トップとなるなど、沿岸部の地域が苦戦する傾向がみられています。

岐阜県は20年連続の下落でしたが、下落率は2.3%と前年より0.1ポイント縮小しました。平均価格は1平方メートル当たり5万500円で、前年に比べて1100円下がっています。上昇は多治見市内の1地点に留まり、上昇率は2.1%。当該地点は、JR中央線の多治見駅に程近く、幹線道路への道路整備が進展していることが評価されたものと思われます。

横ばいは4地点。うち岐阜市の2地点と瑞穂市の1地点は、JR東海道線の岐阜駅(岐阜市)や西岐阜駅(同)、穂積駅(瑞穂市)の周辺に位置しますが、名古屋方面への通勤・通学や買い物に便利のため、戸建需要の高いエリアとなっています。

一方、市町別の下落率は多治見市が1.2%、大垣市が2.2%、岐阜市が2.5%、高山市が7.3%となりました。

【愛知県内商業地の地価上位5地点】

	所在地	変動率 (%)	価格 (千円/m ²)
1	名古屋市中村区名駅1-2-2 (名古屋近鉄ビル)	0.9	6,660
2	名古屋市中区栄3-5-1 (名古屋三越外)	▲3.6	5,600
3	名古屋市中村区名駅4-6-23 (第3堀内ビル)	1.0	4,950
4	名古屋市中区栄3-17-15 (エフエックスビル)	▲3.1	4,400
5	名古屋市中村区名駅南1-24-30 (名古屋三井ビルディング本館)	—	3,680

【岐阜県内商業地の地価上位5地点】

	所在地	変動率 (%)	価格 (千円/m ²)
1	岐阜市吉野町5-17 (大岐阜ビル)	▲3.4	541
2	高山市下三之町1-8 (靴のマルサン)	▲1.0	292
3	高山市花里町6-35 (おみやげしみず)	▲3.7	232
4	岐阜市柳ヶ瀬通1-4 (石神会館)	▲4.6	229
5	岐阜市金町5-19 (損保ジャパン岐阜ビル)	▲2.6	223

中小企業と弁護士をつなぐ「ひまわりほっとダイヤル」

◆しくみと目的

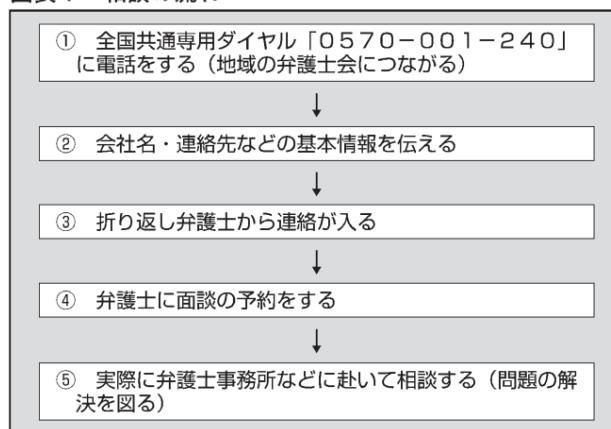
「ひまわりほっとダイヤル」は、日本弁護士連合会(日弁連)と全国52の弁護士会が提供する「弁護士との面談予約などができるサービス」です。2010年4月1日から全国的に運用を開始しました。その後、2012年2月からは、オンラインでの申込みの受付も始まりまし。本サービスは、直接相談に応じるものではなく、面談予約のしくみです。日弁連では、2006年から2007年にかけて、「中小企業の弁護士ニーズ」の全国調査を行ないました。それによると、これまでの弁護士の利用状況について、「ある」とする回答が51・8%に対し、「ない」とする回答が47・7%で、利用経験のある企業は約半数にとどまっています。利用の現状と、中小企業のニーズのミスマッチが目立つ結果となったわけです。弁護士側としてまず必要なことは、ニーズを拾いきれていない弁護士のイメージの改革です。ひまわりほっとダイヤルは、その一環としてスタートしたともいえます。

◆相談の流れと費用

ひまわりほっとダイヤルの相談料は、原則として5,250円(初回面談30分、消費税込み)です。相談から一歩進んで、弁護士に正式に業務(事件の解決)を委任する場合の費用は、「弁護士報酬」と「実費」に分かれています。弁護士報酬とは、着手金、報酬金、顧問料などが該当し、実費とは、収入印紙代、日当、交通費、通信費、供託金などがあります。トラブルの内容や複雑さの程度によって報酬に開きがあるのは事実で、ひまわりほっとダイヤルを通して、実際の報酬額については個々に弁護士に確認する必要があります。

ひまわりほっとダイヤルの運営は、「ひまわり中小企業センター」が行なっています。ひまわり中小企業センターは、全国の弁護士会を束ねる日弁連の組織の1つで、政府・公的機関、金融機関、中小企業法律の相談窓口として浸透している「法テラス」は個人の相談を受け、相談を受けるという棲み分けになっています。弁護士という「裁判」という言葉がすぐ頭に浮かびますが、ビジネスにおいては、契約、雇用など日常の営業活動のなかで様々な法律知識が必要になります。大きな問題に発展する前の段階での相談が企業防衛につながるといえます。

図表1 相談の流れ



支援団体などと連携・協力しています。ちなみにひまわりほっとダイヤルは個人事業主や法人の相談を受けるという棲み分けになっています。弁護士という「裁判」という言葉がすぐ頭に浮かびますが、ビジネスにおいては、契約、雇用など日常の営業活動のなかで様々な法律知識が必要になります。大きな問題に発展する前の段階での相談が企業防衛につながるといえます。(「企業実務」平成24年4月号より)

4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月10日(火)
給与支払報告書に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)	申請期限 4月16日(月)
2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 5月 1日(火)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 5月 1日(火)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限 5月 1日(火)
8月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	申告期限 5月 1日(火)
消費税の年税額が400万円超の5月・8月・11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	申告期限 5月 1日(火)
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(12月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 5月 1日(火)
公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告	申告期限 5月 1日(火)
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	納 期 限 4月中で市町村の条例で定める日

今月の名言録

～ 自問自答 ～

自分のしたことを、他の人びとが評価する。ほめられる場合もあろうし、けなされる場合もある。冷やかに無視されることもあるし、過分の評価にびっくりすることもある。

さまざまの見方がある、さまざまの評価である。

だから、うれしくて心おどる時があれば、理解の乏しさに心を暗くする時もある。一喜一憂は人の世の習い。賛否いずれも、ありがたいわが身の戒めと受け取りたい。

だがしかし、やっぱり大事なことは、他人の評価もさることながら、まず自分で自分を評価するということである。自分のしたことが、本当に正しかったかどうか、その考えそのふるまいにほんとうに誤りがなかったかどうか、素直に正しく自己評価するということである。

そのためには、素直な自問自答を、くりかえし行わなければならない。みずからに問いつつ、みずから答える。これは決して容易でない。安易な心がまえで、できることではないのである。しかし、そこから真の勇気がわく。真の知恵もわいてくる。

もう一度、自問自答してみたい。もう一度、みずからに問い、みずからに答えたい。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)



編集後記

毎年この時期になると、花粉症に悩まされている方も多いかと思います。自分も発症して20年、普段はほとんどクスリを飲まないのですが、この時期だけは鼻炎薬が手放せません。反応する花粉の種類も微妙に変化してきており、当初はイネ科だけに反応していたので、6月から7月中旬にかけてつらい時期があったのですが、最近では、スギ・ヒノキあたりにも反応するようになってしまい、2月あたりから徐々に始まって、最終は7月中旬まで。本当に長い間にわたって花粉と格闘しています。

同じアレルギー症状をお持ちの方ならよくわかると思いますが、タバコの煙やにおいにも敏感に反応しますよね。最近では分煙も進み、随分と楽にはなりましたが、ひとたび反応してしまうと涙と鼻水が止まらないんですよ。まだまだしばらく辛い時期が続きますが、クスリに助けられながら、残りの期間が過ぎるのを待つしかないですね。

(浅岡 和彦)



事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

